

令和5年度 建設工事に係る入札・契約制度の改正について(令和5年10月改正)

適正価格での契約の一層の推進を図り、公共工事の品質と建設事業者の健全な経営環境を確保するため、建設工事に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

1. 現場代理人の取り扱いについて

□現場代理人の変更に要する配置条件

令和5年10月1日より、従事中の現場代理人を変更する場合の配置条件について、下記のとおりとします。

【現場代理人の配置条件】

[改正前]

入札参加申込日（指名競争に付する場合にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日。）以前に、受注者（中略）と3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

[改正後]

↓

入札参加申込日（指名競争に付する場合にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日。ただし、現場代理人を変更する場合にあっては変更の申請日）以前に、受注者（中略）と3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者